

永久不滅ポイント規約 一部改定のお知らせ

2020年3月31日をもって永久不滅ポイント規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■永久不滅ポイント規約

改定前	改定後
<p>第5条(ポイント付与除外条件)</p> <p>ポイント付与の対象となるカード利用代金には、カード年会費、提携先年会費、キャッシングサービスの利用代金・利息・手数料、リボルビング払い及び分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用、その他当社が指定する利用又は代金は含まれません。</p>	<p>第5条(ポイント付与除外条件)</p> <p>ポイント付与の対象となるカード利用代金には、カード年会費、提携先年会費、キャッシングサービスの利用代金・利息・手数料、リボルビング払い及び分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用、その他当社が指定する<u>利用、代金、手数料又は会費</u>は含まれません。</p>
<p>第15条(規約の改定等)</p> <p>当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合当社は、ホームページでの掲載等、当社所定の方法により会員に告知します。</p>	<p>第15条(規約の改定等)</p> <p>当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行ものとします。</p> <p><u>(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、<u>会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行ものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p> <p>3. 当社はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。</p>
<p>2. 当社はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。<u>その結果会員に損害が</u></p>	

生じた場合でも、当社は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。	
-----------------------------------	--

以上